

「看取り期まで対応する小規模な地域の住まい」の要件

No.	内容	関連規定	目的
1. 基本要件			
1	入居者及び家族に対し、外部の医療・介護の事業所と連携し、入居から看取りまでに必要な支援を継続的に実施	・看取り介護加算(介護保険)	基本的な条件を規定
2	入居者に対し、食事その他の日常生活に必要なサービスを提供 (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅として届出又は登録が必要)	・老人福祉法 ・高齢者住まい法	
3	老人福祉法(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は高齢者の居住の安定確保に関する法律を含む)の関係規定順守		
4	介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護または地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けていない	・介護保険法	
5	設置者は法人(個人は不可)	・有料都指針3(4)	
6	入居にあたり年齢や要介護度、家族の有無、疾病や障害に関する制限を設けない(サービス付き高齢者向け住宅については登録基準に定める入居者の要件に基づく)	・ホームホスピス基準ⅢE01	ホームホスピス基準に準拠
7	看取りに関する指針を定めるとともに、看取り介護の質向上のためのPDCAを実施	・ホームホスピス基準ⅢE03 ・看取り介護加算(介護保険)	看取りの質の確保
2. 人員			
1	介護保険サービスを提供する職員とは別に、常時1名以上の職員を配置	・ホームホスピス基準ⅢE02	介護の質の確保
2	地域からボランティアを受け入れる	・ホームホスピス基準ⅢF01	開かれた運営の確保
3. 設備			
1	定員は9人以下(概ね5人以下が望ましい)	・有料都指針6(1) ・ホームホスピス基準ⅡB01	既存建築物を転用することを前提に居住環境と安全を確保(家庭的雰囲気確保)
2	居室は原則個室とし、床面積は収納設備を除き7.43㎡以上	・有料都指針6(1) ・ホームホスピス基準ⅡA03	
3	消防設備の設置等または建築基準法等に関し行政指導を受けている場合、改善計画を策定していること	・消防法、建築基準法等 ・ホームホスピス基準ⅢH01	
4. 運営			
1	入居者による医療・介護等のサービスの自由な選択と自己決定を阻害しない	・有料都指針2(4)・8(7)(8) ・ホームホスピス基準ⅢE01	入居者囲い込みの防止
2	24時間対応可能な在宅医等との間で協定等を締結	・有料都指針8(7) ・ホームホスピス基準ⅡC04、ⅢE02	医療との連携確保
3	診療所や訪問看護事業所と連携し、職員に看取り介護に関する研修を実施	・有料都指針7(2) ・看取り介護加算(介護保険)	
4	過去5年間に介護保険法に基づく勧告・処分、老人福祉法に基づく改善命令、高齢者虐待防止法に基づく虐待の認定を受けていない	・介護保険法・老人福祉法 ・高齢者虐待防止法	高齢者の権利擁護等
5	身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない(生命・身体を保護するため真に緊急やむを得ない場合であっても、「身体拘束ゼロへの手引き(厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議発行)」に定める手続等を順守すること)	・有料都指針9(14)(15)	入居者保護
6	権利金(対価性のない金品)の受領や、入居金の初期償却を行わない	・老人福祉法29条6項 ・有料都指針11(4)エ	
7	家族の訪問を制限しない	・ホームホスピス基準ⅡB02	開かれた運営の確保
8	定期的に入居者及び家族の意見や要望を聞く機会を確保	・有料都指針8(9)イ ・ホームホスピス基準ⅢE01	
5. 望ましい基準			
1	入居者に対し、排泄の自立や、経口による食事摂取を継続するため必要な取り組みを実施	・ホームホスピス基準ⅡC02	介護の質の確保
2	町会等による地域活動に関わる	・ホームホスピス基準ⅢF03	開かれた運営の確保
3	見学や視察を受け入れるとともに、ホームページ等で活動状況を公開	・ホームホスピス基準ⅡE04	
4	入居者同士及び家族同士の交流を図るよう努める	・ホームホスピス基準ⅡB02	
5	地域への啓発活動を行うとともに、地域の看取り介護の相談拠点としての機能を有していること	・ホームホスピス基準ⅢF03 ・看取り介護加算(介護保険)	在宅看取りの推進
6	東京都有料老人ホーム設置運営指導指針の順守(基準に適合しない部分がある場合、改善計画を策定)	・有料都指針 (上記1～4記載事項を除く)	一定水準の確保